

ノスクマード[®]知財ニュース

1

2009

最新トピックス

◆ 特許制度 2011年 抜本的法改正の動き

(特許制度の見直しのポイント)

- ・ 差し止め請求権など、特許の効力のあり方の見直し
- ・ 特許を開放すれば、権利の維持費用を減額するなど特許の活用促進
- ・ 審判制度や訴訟のあり方など効率的な紛争解決の手段の検討
- ・ 審査基準の見直しや明確化
- ・ 特許の早期の権利化のため、柔軟で早い審査体制を整備

◆ 米国 金融危機で「知財換金」目立つ

金融危機のなか、世界各国で資金調達にあえぐ小規模技術系企業各社は生き残りをかけ、特許の売却に乗り出しているらしい。

米国では、同国における2008年下半期の知的財産の売却申請件数は、前年同期から20%増加しているとの事。

◆ 商標権侵害 スナックに「シャネル」の看板

世界的ブランド「シャネル」の名前やロゴマークを無断で使用し、スナックを営業したとして、京都署は京都のスナックオーナーを商標法違反で逮捕した。

飲食店の看板に海外ブランドの登録商標を使用し、商標法違反で摘発されたのは全国で初めてらしい。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

ノスクマード[®]知財ニュース

2

2009

最新トピックス

◆ 特許料改正を政府検討：第三者に開放すると半額に

政府は、第三者への開放を条件に企業が登録した場合の特許料を従来半額にする方向で検討する。

特許の開放をあらかじめ明らかにして中小・ベンチャー企業や研究者などが使いやすい仕組みにするのが狙いである。

また特許が未使用のまま放置される事態を改善する効果も併せて期待できるとの事。

◆ 「わら」からバイオ燃料原料：大学生が製造法開発

山形県の大学生がNPO法人の協力で、稲わらなどのセルロースから、石油代替燃料として期待されるバイオエタノールの原料となる単糖類を安価に製造する方法を開発し、特許を取得した。従来の製造法より、装置も製造コストも大幅に安くできるのが特徴。

ローテクのため農村や発展途上国でも普及しやすく、社会貢献にも役立つ。

◆ 中国企業：中国商標「Orion」登録

中国において、オリオンビールのロゴマークに類似したデザインが登録されていることが分かった。

中国国内の業者がビール分野で「Orion」というデザインを登録しており、オリオンビールは対応策を検討する。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

ノスクマード[®]知財ニュース

3

2009

最新トピックス

◆ インド政府 外国でのヨガの特許に対し警鐘

インド政府がヨガのあらゆるポーズをデータベース化する作業を進めている。米国などでヨガのポーズや関連商品などを特許・商標登録する例が相次ぎ、「古くからのインドの知的財産の侵害」と危機感を強めている。データベースを外国政府に公開して特許の審査の際に利用してもらう狙いとの事。

◆ 北洋銀、水産加工会社に特許権担保融資

北洋銀行は、水産物加工会社「はますい」に対し、特許権を担保に融資を実行すると発表した。道内金融機関で初めて。「はますい」関連会社が持つ「タコの肉質軟化方法」の特許と、それをを用いた事業の価値を評価し、5000万円の融資枠を設定したとの事。

◆ 中国で「松板肉」が流通 松阪牛との類似性は？

中国において、「松板肉」のネーミングで豚肉が販売されているという。

「阪」から「坂」に変えるのではなく、「坂」を「板」にしているところが何とも巧妙ですね。また、「牛」ではなく「肉」となっており、日本語読みでは「まついたにく」？と読むのでしょうか？松阪市は異議を申立てたとの事。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

ノスクマード[®]知財ニュース

4

2009

最新トピックス

◆ 中国特許出願（2008年）：パナソニックが2位、ソニー4位

中国国家知的財産権局は、中国での2008年の特許出願状況を発表した。外国企業ではパナソニックが2位、ソニーが4位に入った。首位は韓国のサムスン電子。全体の出願件数は約82万8000件。外国企業首位はサムスン電子、このほか6位に東芝、8位にトヨタ自動車が入った。中国企業の首位は、通信機器大手の華為技術。

◆ 上海モーターショーでデザイン模倣車が展示

上海モーターショーで、マツダや英ロールスロイスのデザインを模倣したとみられる中国メーカーの乗用車が複数展示されている。中国市場に世界的な関心が高まり、多数の外国記者が会場で取材している中、知的財産権保護の意識の希薄さがあらためて浮き彫りになっている模様。

◆ 元従業員 台湾で偽物「バーキン」販売、7億円超の賠償命令

仏高級ブランド「エルメス」の元従業員が、同社への商標権侵害で、台湾の裁判所から750万ドル（約7億5000万円）の損害賠償を命じられた。台湾での商標権侵害では、過去最大の損害賠償額となる。

この元従業員は同ブランドの人気バッグ「バーキン」の偽物4個を台湾で売り、51万2500台湾ドル（約152万円）を稼いだとされる。本物は1個7500ドル（約75万円）以上で販売されている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

ノスクマード[®]知財ニュース

5

2009

最新トピックス

◆ 米マイクロソフト社：特許侵害で2億ドルの支払い命令

米連邦地方裁判所の陪審団は、米マイクロソフト社に対しカナダのソフトウェア会社 i4i の持つ電子文書処理に関する特許を故意に侵害したとして、2億ドルの支払いを命じた。

米マイクロソフト社は、故意に「Word 2007」「Word 2003」で侵害したと主張していた。i4iによると、米マイクロソフト社の実施したXMLの改造が特許侵害にあたるという。

◆ 特許庁：休眠特許の利用促す 特典も検討

特許庁は、特許の利用を促す仕組みとして、特許を新商品や新サービスに積極的に活用してほしい発明者らに、権利の維持に必要な費用を減額する特典を与えられないかなどを検討している。

◆ 中国：「鹿児島」の商標認めず

中国で「鹿児島」の名称が商標登録申請されていた問題で、中国の商標局が申請8件のうち6件を退けていたことが、鹿児島県の調査で分かった。

県によると、衣料や食品加工などの分類で申請していた6件で、上海駐在の県職員が商標局事務所で確認した。中国の法律では「外国の著名な地名は商標登録の対象にならない」と規定されている。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

ノスクマード[®]知財ニュース

6

2009

最新トピックス

◆ 特許庁：「特許審査ハイウエー」、シンガポールと7月試行開始で合意

特許庁は、特許の審査情報を共有し早期審査を可能にする「特許審査ハイウエー（PPH）」について、シンガポールとの間で7月から試行を始めることで合意した。

日本はこれまで米国、韓国など8カ国とPPHを締結しているが、東南アジア地域との合意は初めて。

◆ 政府知財本部：既存の薬、新たな服用法で特許対象に

政府の知的財産戦略本部は、既存の薬の用法・用量を見直すことで新たな効果が確認されれば特許対象とする、といった新たな医療特許戦略を打ち出す。成分が同じでも、服用法を見直すことで副作用のリスクを減らすなどの新規性が認められれば特許として保護し、企業に研究開発投資を促すのが狙いで、早ければ年内にも特許法の審査基準を改定する見通しとの事。

◆ 中国：日本の有名人が商標登録！

歌手の浜崎あゆみさんや安室奈美恵さん、卓球選手の福原愛さんら日本の有名人の名前が中国で商標申請され、一部がすでに登録されているとの事。

中国の商標法によると、著名な外国の地名は商標登録できないとしているが、人名については明確に記されていない。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)